

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
(間伐等特措法)
の今後の対応方針について

令和2年11月

林野庁

現行法の概要

- 我が国の森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、令和2(2020)年度までに実施される(1)特定間伐等の促進、(2)成長に優れた種苗の母樹(特定母樹、通称「エリートツリー」。)の増殖を支援。
- 京都議定書第1約束期間が始まった平成20(2008)年に制定され、京都議定書第2約束期間が始まった平成25(2013)年に改正・延長。

(1) 特定間伐等の促進（平成20年の制定時に規定）

① スキーム

- ・ 農林水産大臣が特定間伐等に関する「基本指針」を、都道府県知事が「基本方針」を策定。
- ・ 市町村は、「特定間伐等促進計画」を策定。

② 優遇措置

特定間伐等促進計画に基づき間伐等の実施を促進する市町村等に対する

- ・ 法定交付金(美しい森林づくり基盤整備交付金)の交付
- ・ 森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債特例、元利償還金の3割を特別地方交付税で措置 等

(2) 特定母樹の増殖（平成25年の改正時に追加）

① スキーム

- ・ 農林水産大臣が特定母樹の増殖に関する「基本指針」を、都道府県知事が「基本方針」を策定。
- ・ 農林水産大臣が特定母樹を指定。
- ・ 採種園・採穂園を整備しようとする民間事業者は、「特定増殖事業計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けることが可能。

② 優遇措置

特定増殖事業計画の認定を受けた者に対する

- ・ 林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例
- ・ 森林研究・整備機構等による特定母樹の種穂の提供 等

間伐等特措法の成果・実績① ～特定間伐等促進計画の策定～

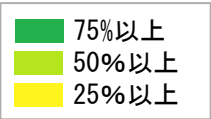
- 特定間伐等促進計画は、一定以上の森林面積を有する市町村の約9割で策定されており、ほぼ全ての都道府県・市町村において、森林整備事業を活用し間伐等の森林吸収源対策に取り組まれている

■ 特定間伐等促進計画(特間計画)の策定状況

特定間伐等促進計画
策定市町村

981市町村(46都道府県)
のうち861市町村(88%)

○特間計画の策定割合
(※民有人工林1千ha以上の市町村に限る)



	特間計画策定状況		
	民有人工林 1千ha超 市町村数	うち 特間計画 策定数	策定率
北海道	133	133	100%
青森県	24	24	100%
岩手県	30	28	93%
宮城県	18	18	100%
秋田県	22	22	100%
山形県	28	28	100%
福島県	39	4	10%
茨城県	16	10	63%
栃木県	15	9	60%
群馬県	22	22	100%
埼玉県	11	10	91%
千葉県	14	9	64%
東京都	6	6	100%
神奈川県	6	6	100%
新潟県	23	23	100%
富山県	11	11	100%
石川県	13	13	100%
福井県	17	17	100%
山梨県	16	16	100%
長野県	56	56	100%
岐阜県	22	13	59%
静岡県	25	23	92%
愛知県	10	6	60%
三重県	24	17	71%

	特間計画策定状況		
	民有人工林 1千ha超 市町村数	うち 特間計画 策定数	策定率
滋賀県	9	9	100%
京都府	13	8	62%
大阪府	9	3	33%
兵庫県	19	14	74%
奈良県	23	22	96%
和歌山県	20	19	95%
鳥取県	15	15	100%
島根県	16	16	100%
岡山県	18	11	61%
広島県	14	11	79%
山口県	15	15	100%
徳島県	14	14	100%
香川県	4	4	100%
愛媛県	17	17	100%
高知県	32	32	100%
福岡県	22	14	64%
佐賀県	10	9	90%
長崎県	15	14	93%
熊本県	33	31	94%
大分県	16	16	100%
宮崎県	20	17	85%
鹿児島県	26	26	100%
沖縄県	0	0	－

計	981	861	88%
---	-----	-----	-----

間伐等特措法の成果・実績② ～市町村交付金の活用～

- 国が市町村へ直接交付する「美しい森林づくり基盤整備交付金」により、市町村が地域の森林の実情に応じて、通常の森林整備事業のメニューにはとられないきめ細かな支援を実施

■ 美しい森林づくり基盤整備交付金

美しい森林づくり基盤整備交付金活用市町村(H30年度実績)

136市町村(26道府県)

奈良県川上村

川上村では、吉野林業の特徴である「密植・多間伐・長伐期」施業を実施しており、100年生以上の人工林が村内人工林の1/3強を占めている。

このため、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、きめ細かな高齢級間伐を実施している。



間伐実施箇所(100年生林分)

愛媛県久万高原町

久万高原町では、県内でも特に林業が盛んな地域であり、多数の自伐林家による小規模な間伐等の森林施業が各地で行われている。

このため、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、小規模・零細な自伐林家型の事業主体による森林整備を推進している。



間伐実施箇所

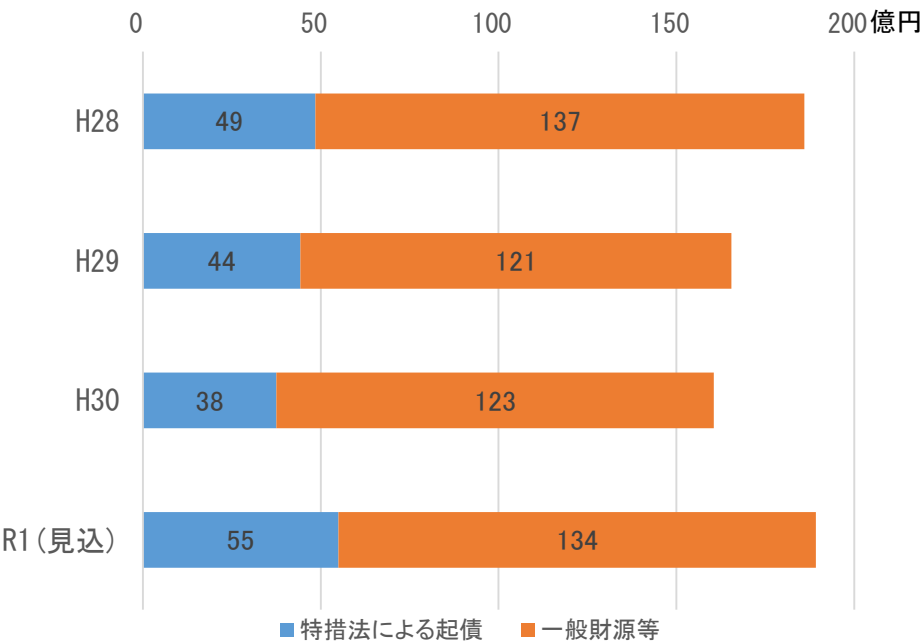
間伐等特措法の成果・実績③ ～森林整備事業に係る地方債の起債特例の利用～

- 地方債の起債特例の利用は、17道県及び9市町村で約40億円（平成30年度実績）
- 森林整備事業に係る都道府県負担分の1／4程度が起債で賄われており、間伐約4万ha/年に相当

地方債の起債特例の利用状況

起債特例の利用 都道府県・市町村(H30年度実績)	17道県及び9市町村 約40億円
------------------------------	---------------------

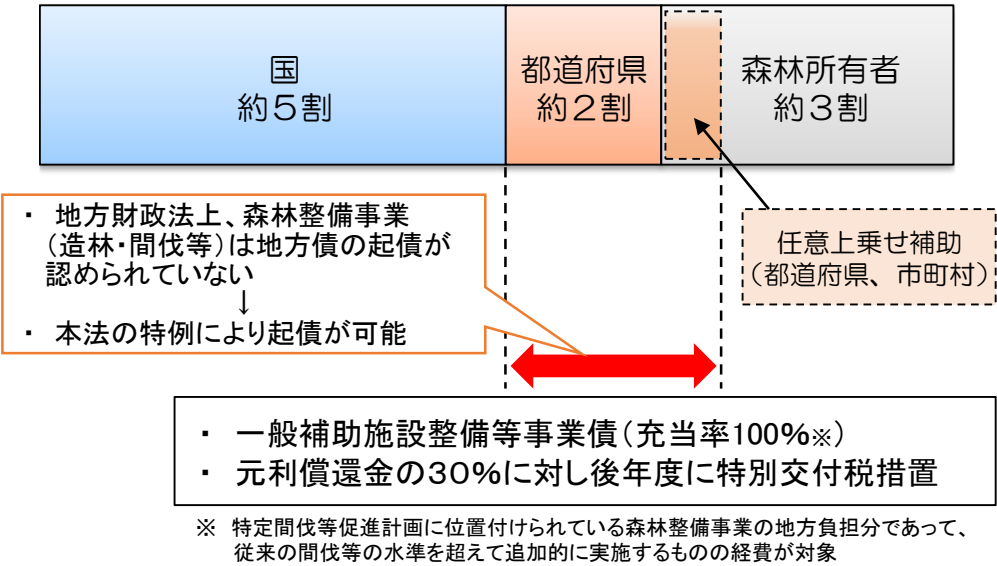
○森林整備事業に係る都道府県負担の財源の内訳



森林整備事業に係る都道府県負担額の1／4程度が起債で賄われており、間伐面積では約4万ha/年に相当

起債特例のスキーム

森林整備事業の地方負担分が起債特例の対象



過去5か年の森林整備面積の実績

(単位: 万ha)

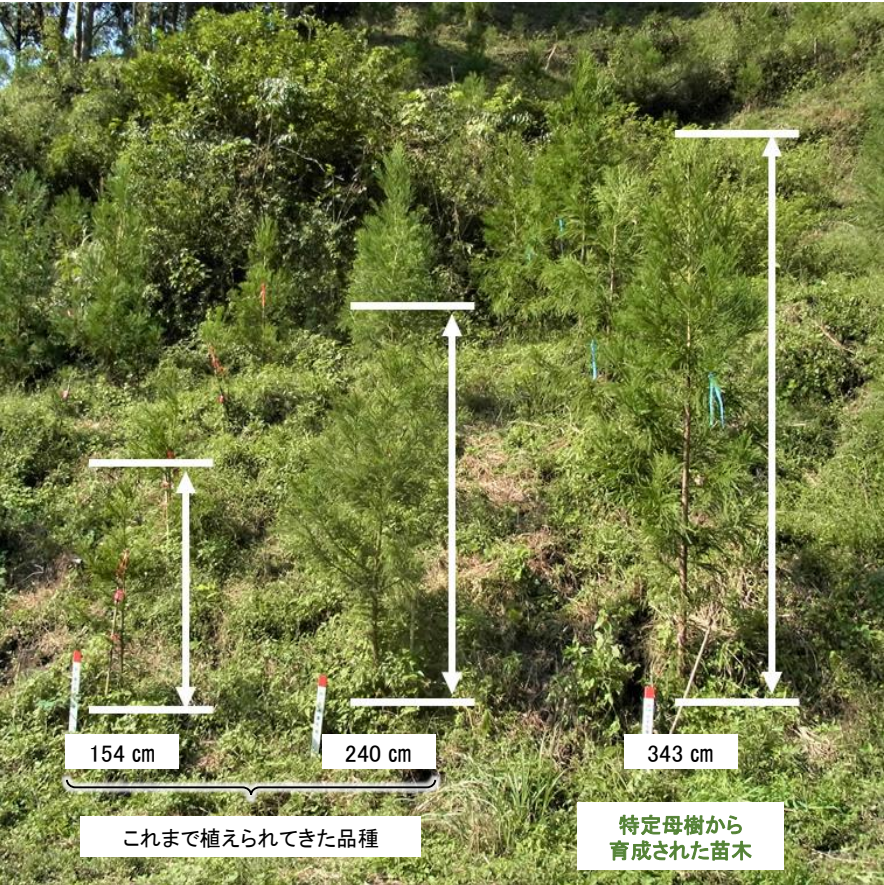
	間伐	造林等	計
平成26年度	47	29	77
平成27年度	45	25	70
平成28年度	42	17	61
平成29年度	41	17	58
平成30年度	37	17	54

間伐等特措法の成果・実績④ ～特定母樹の増殖～

- 間伐等特措法に基づく母樹増殖の取組等により、特定母樹の指定や事業者の認定が進み、採種園・採穂園の造成も進展
- 令和10(2028)年には特定母樹から育成された苗木の出荷量が、約1,400万本に達する見込み
(平成30(2018)年度実績：約240万本)

■ 特定母樹から育成された苗木の成長

○植栽後3年経過時の成長比較



※国立研究開発法人森林研究・整備機構

■ 指定の状況等

○特定母樹の指定状況(品種数)

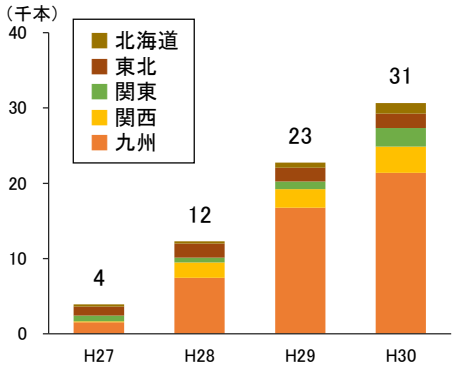
育種基本区	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	計
北海道			1	9	10
東北	73		14		87
関東	63	42	62		167
関西	32	40			72
九州	39	1			40
計	207	83	77	9	376

○ 農林水産大臣による特定母樹の指定基準として、成長量(同じ環境での従来品種に比べおおむね1.5倍以上)のほか、材の強さや花粉の量(一般的な花粉量の概ね半分以下)等がある。

○特定増殖事業の認定を受けた事業者数

北海道	22	高知県	1
岐阜県	1	熊本県	10
三重県	3	大分県	3
京都府	3	宮崎県	4
大阪府	2	鹿児島県	3
計		52	

○採種園・採穂園の造成状況
(採種穂園に植栽された母樹の累計本数)



※国立研究開発法人森林研究・整備機構
「林木育種の実施状況及び統計」
※育種基本区別に集計

延長・改正の必要性 ～パリ協定への対応～

- 我が国の人工林は高齢級化が進み、森林吸収量は長期的に減少傾向。
- その減少を抑え、2050年温室効果ガス排出ゼロの実現に貢献するためには、今後、間伐を確実に実施するとともに、特定母樹から育成された苗木を積極的に活用した再生林を推進し、CO2をより多く吸収する若い林を増やしていくことが重要。

我が国の排出削減、森林吸収量目標

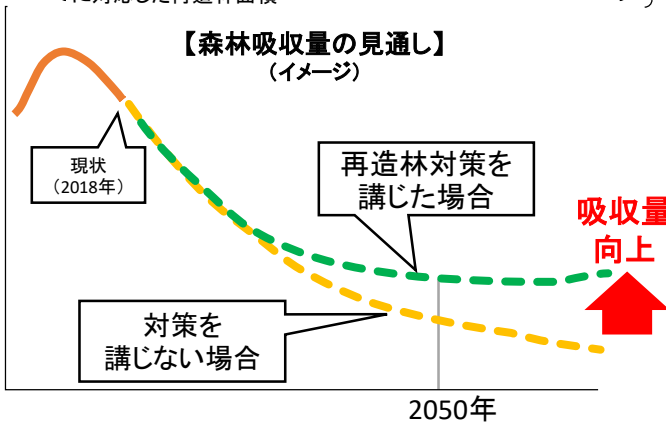
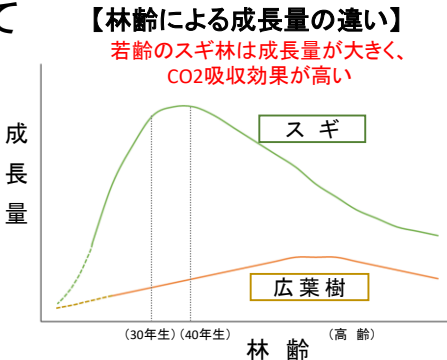
	京都議定書 第1約束期間 2008～2012年	※1 京都議定書 第2約束期間 2013～2020年	パリ協定(期限無し)	
			2021 ～2030年	
日本の削減目標	期間平均 6% (1990年度 総排出量比)	2020年度 3.8%以上 (2005年度 総排出量比)	2030年度 26.0% (2013年度 総排出量比)	今世紀後半に 人為的な 排出と吸収の均衡
森林吸収量目標	期間平均 3.8% (同上比) 4,767万 CO2トン	2020年度 2.7%以上 (同上比) 3,800万 CO2トン以上	2030年度 2.0% (同上比) 2,780万 CO2トン	地球温暖化 対策計画 2050年までに 80%の温室効果ガス 排出削減を目指す
※2 間伐面積 造林面積	55万ha 3万ha	52万ha 5万ha	45万ha 7万ha	菅総理 所信表明 2050年までに 温室効果ガスの 排出を全体として ゼロにする

※1: 我が国は第2約束期間に参加していないが、カンクン合意に基づき、削減目標を条約事務局に登録済

※2: 地球温暖化対策計画等に基づく間伐、造林の必要面積

森林吸収量の確保に向けて

- 我が国の人工林の高齢級化に伴い、1ha当たりの吸収量、間伐必要量が減少。
 - このため、森林吸収量は長期的に減少傾向。
 - その減少を抑え、将来の吸収量を安定的に確保するためには、主伐後の再生林を増やしていく必要。
- 現状実績: 約3万ha → 2021～2030年: 約7万ha
(現行の森林・林業基本計画の供給量目標(2025年: 4千万m3)に対応した再生林面積)
- 加えて、再生林にあたり、成長に優れた特定母樹から育成された苗木を積極的に活用することが有効。



CO2をより多く吸収する若い林を増やし、
2050年温室効果ガスの排出ゼロの実現に貢献



現状・課題	検討方向
○ パリ協定に基づく我が国の森林吸収量の目標（2030年度に2.0%削減）達成に向け、引き続き間伐、再造林等の森林整備の推進が必要 ○ パリ協定に基づく我が国の長期的な削減目標を踏まえ、中長期的な森林吸収量の確保・強化の観点から、成長に優れた苗木を用いた再造林を促進することが必要	○ <u>引き続き間伐等の森林吸収源対策を推進する必要があるため、この法律に基づく措置の期限を、令和12(2030)年度まで10年間延長すべきではないか。</u> ○ <u>森林吸収量の目標達成に向けた森林整備の実施を促進するため、市町村への交付金や地方債の特例等は、引き続き措置する必要があるのではないか。</u> ○ <u>特定母樹の増殖が進んでいるものの、まだ全ての都道府県には行き渡っていないことから、特定母樹の増殖に係る優遇措置を引き続き措置する必要があるのではないか。</u> ○ <u>徐々に生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を有効活用し、再造林の促進を通じた森林吸収量の最大化を図るため、植栽に適した地域を指定し、再造林を促進する仕組みを新たに講じる必要があるのではないか。</u>

再造林を促進する仕組み（イメージ）

- 特定母樹から育成された苗木の供給が徐々に本格化していることから、自然的社会的条件からみて植栽に適した地域を指定し、こうした地域において植栽を実施しようとする意欲的な森林所有者や林業事業体等を支援する仕組みを導入してはどうか。

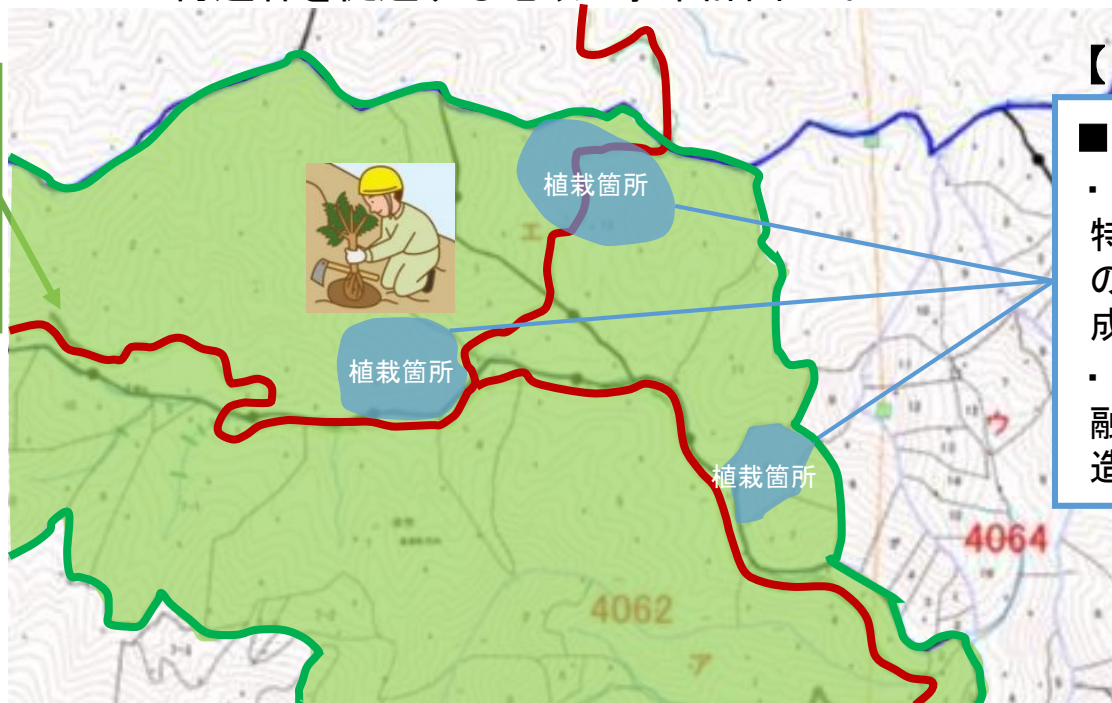
＜再造林を促進する地域と事業計画のイメージ＞

【 地域の指定 】

■ 植栽を促進する地域

林木の成長に優れ、林道からの距離が近いなどの森林を、都道府県知事が一体的に指定。

-  植栽を促進する地域
-  林道等
-  事業計画に基づく植栽箇所



【 林業事業体等への支援 】

■ 植栽に関する事業計画

- 森林所有者・林業事業体が特定母樹から育成された苗木の植栽に関する事業計画を作成し、都道府県知事が認定。
- 林業機械の導入に対する金融特例等により、効率的な再造林の実施を支援。

林業機械等を活用した効率的な造林の推進



コンテナ苗



地ごしらえ、下刈り用の多目的造林機械



苗木運搬用のドローン



特定母樹から育成された苗木を活用した計画的かつ効率的な再造林を推進し、森林吸収量の更なる確保

(参考) 必要な間伐面積の考え方

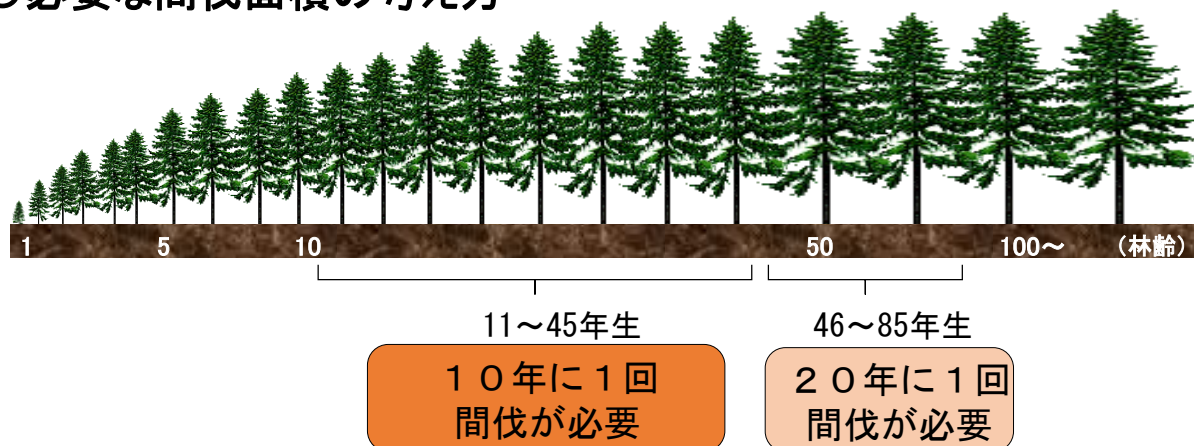
- 森林吸収量への計上は、1990年以降間伐等の森林整備が行われている森林が算定対象。
- 必要となる間伐の頻度は、3～9 齢級（11～45年生）で10年に1回、10～17 齢級（46～85年生）で20年に1回。人工林の齢級別面積を用いて、必要な間伐面積を算出。人工林の高齢級化に伴い、必要な間伐面積は減少。

○森林吸収量の計上ルール

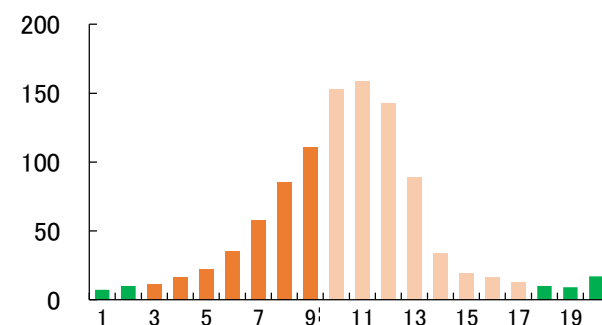
- 1990年以降に人為活動（森林経営等）が行われている森林において吸収されたCO2全てを吸収量としてカウント



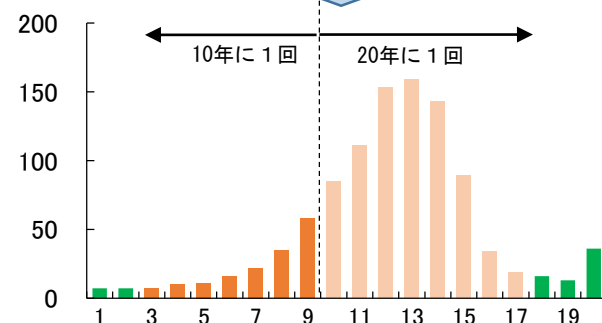
○必要な間伐面積の考え方



○齢級構成の変化イメージ



10年経過後



高齢級化により期間内に
必要な間伐面積は減少

(参考) 間伐等特措法の成果・実績

■ 美しい森林づくり基盤整備交付金実績(平成30年度) (交付金額:千円)

	活用 市町村	交付金額 合計	間伐 交付金額	市町村名
北海道	7	36,748	35,208	札幌市 富良野市 今金町 当麻町 南富良野町 利尻町 佐呂間町
岩手	1	964	964	住田町
宮城	3	3,835	1,079	仙台市 大崎市 七ヶ宿町
山形	11	29,033	19,306	山形市 鶴岡市 酒田市 上山市 朝日町 金山町 最上町 真室川町 戸沢村 庄内町 遊佐町
福島	1	6,499		いわき市
群馬	23	16,800	15,681	前橋市 高崎市 桐生市 沼田市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町上野村 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
新潟	2	1,972	972	糸魚川市 阿賀町
富山	7	7,066	3,530	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 小矢部市 入善町 朝日町
石川	1	39,200	15,976	金沢市
岐阜	4	11,869	5,103	高山市 中津川市 恵那市 白川町
静岡	15	67,579	21,494	静岡市 浜松市 沼津市 御殿場市 下田市 伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 長泉町 小山町 川根本町 森町
愛知	1	2,085	2,000	豊田市
三重	12	26,794	19,086	津市 松阪市 鈴鹿市 名張市 亀山市 鳥羽市 熊野市 伊賀市 多気町 度会町 大紀町 南伊勢町
滋賀	1	5,225		米原市
京都	2	8,165	2,500	京都市 京丹波町
大阪	2	9,659	9,659	河内長野市 豊能町
兵庫	1	600	600	神戸市
奈良	21	309,656	256,724	奈良市 天理市 桜井市 五條市 御所市 宇陀市 曽爾村 御杖村 高取町 明日香村 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
鳥取	4	80,787	62,885	若桜町 智頭町 八頭町 日南町
岡山	2	5,250		津山市 鏡野町
愛媛	4	186,467	69,337	大洲市 西予市 久万高原町 内子町
福岡	2	13,722	4,966	田川市 八女市
長崎	4	43,362		対馬市 五島市 佐々町 新上五島町
熊本	2	7,000		山鹿市 菊池市
大分	1	4,500		臼杵市
宮崎	2	3,130		都城市 えびの市
計	136	927,967	541,181	

■ 起債特例の利用状況(平成30年度) (単位:百万円)

	都道府県		都道府県	
	地方 負担額	うち 起債額	地方 負担額	うち 起債額
北海道	3,356	1,608	滋賀	374 168
青森	200		京都	255
岩手	313		大阪	12
宮城	106		兵庫	393 298
秋田	569		奈良	152
山形	220		和歌山	217
福島	559		鳥取	405 294
茨城	311		島根	193
栃木	404		岡山	378
群馬	138		広島	179
埼玉	50		山口	240 8
千葉	71	32	徳島	307 254
東京	28		香川	76 19
神奈川	23		愛媛	481 334
新潟	168		高知	331 20
富山	122		福岡	231 16
石川	448		佐賀	72
福井	109		長崎	583 297
山梨	397	86	熊本	403
長野	651		大分	438
岐阜	560		宮崎	675 157
静岡	192	8	鹿児島	499 98
愛知	58	57	沖縄	7
三重	100		計	16,055 3,755

※このほか、市町村の起債実績は、9市町村 117百万円

北海道: 岩見沢市、北見市、別海町、本別町
山形県: 鶴岡市 鳥取県: 鳥取市
愛媛県: 新居浜市、西条市 高知県 須崎市

起債額合計 3,872 百万円